

# 建設工事における安全衛生経費の実態に 関する発注者向け調査結果概要(速報)

---

## 目的

「安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われる実効性のある施策」を検討するため、必要な基礎データの作成を目的として、**建設工事の発注者を対象**に安全衛生経費の実態を把握する調査を実施。

### 調査の実施方法等

#### <実施方法>

地方公共団体(47都道府県、20政令市、200市町村)及び民間企業(鉄道、電力・通信、不動産、住宅メーカーなど約200社)に対して、アンケート調査協力依頼をメールで送信。回答者は調査票を記入し、回答をメール等で提出。

#### <実施期間※1>

依頼: 令和元年8月23日 提出: 令和元年 9月13日

### 回答数※2

3 4 5 ※3

#### <内訳>

		土木関係部局	建築関係部局
都道府県・政令市	98	58	41
市	103	60	53
町	80	51	34
村	14	11	6
民間企業	50	13	37

### 調査内容(主なもの)

#### ①団体(会社)概要

団体(会社)名、資本金、職員数(従業員数)

#### ②安全衛生経費に関する認識

取引の適正化(フェアトレード)、実施しなければならない安全衛生対策、発注工事での安全衛生の認識、事業リスクの認識

#### ③安全衛生に係る団体内(社内)ルール

予定価格の設定方法、マニュアルの有無、安全衛生対策に関する社内基準(CSR等)、安全衛生経費の積算方法

#### ④見積条件提示の際の安全衛生経費の明示

受注者への見積り条件提示の際の「安全衛生対策」の明示、明示するメリット、明示する際に気になること

#### ⑤下請負人までの安全衛生経費の確実な支払いの実現に向けた施策

発注者が安全衛生経費を適切に積算するための施策、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策

※1:一部の民間企業については、提出締切を9月末に設定。 ※2:速報値のため今後数値が変わる可能性があります。

※3:「土木関係部局」、「建築関係部局」それぞれの部局がある場合は、それぞれの部局ごとにアンケートを依頼。なお、地方公共団体によっては、土木関係部局と建築関係部局で一つの回答としているケースがあり、その場合は両部局へ計上。

# 実態調査結果

## **(1)安全衛生経費に関する認識**

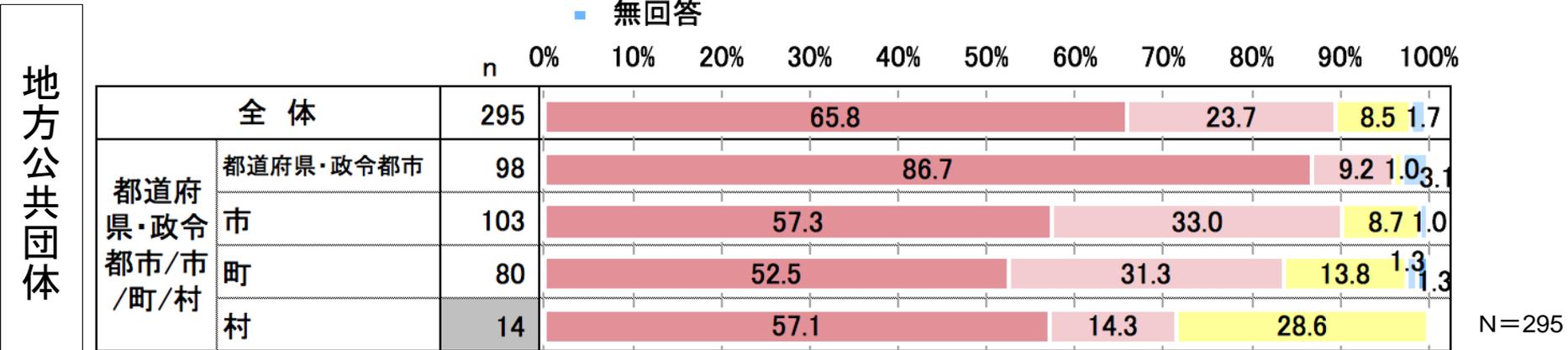
# 元請と下請との間の建設業取引の適正化

**地公体:** 建設工事におけるフェアトレード(適正取引)については、全体では「大変重要と認識している」、「ある程度重要と認識している」との回答で約9割。都道府県・政令市は、市、町、村より「大変重要と認識している」との回答の割合が高い。町、村では「重要と認識したことはあまりない」との回答がそれぞれ1割、3割程度。

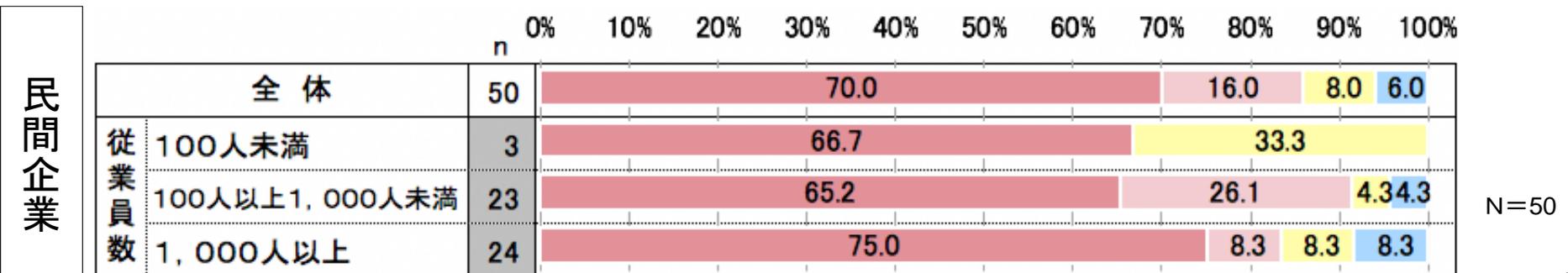
**民間:** 全体では「大変重要と認識している」、「ある程度重要と認識している」との回答で9割弱。従業員数が1,000人以上の企業では、「大変重要と認識している」との回答割合が高い。

【Q3】建設工事において、元請と下請との間でいわゆるフェアトレードを行うことにより、建設産業の健全な発展や労働災害の防止等を図ることが可能となるといった意見もあります。建設工事におけるフェアトレードについて、どのように考えていますか。

- 大変重要と認識している
- ある程度重要と認識している
- 重要と認識したことはあまりない
- その他
- 無回答



※nが30未満の時は参考値



※nが30未満の時は参考値

# 労働安全衛生法、実施しなければならない安全衛生対策

**地公体:** 労働安全衛生法、実施しなければならない安全衛生対策の認識については、全体では「対策の内容と根拠になる法律等がある程度知っている」との回答が6割強。市、町、村では「法律等の根拠は知らない」との回答の割合が都道府県・政令市よりも高い。

**民間:** 全体では「対策の内容と根拠になる法律等がある程度知っている」との回答が6割強。従業員数が100人以上1,000人未満の企業では、「法律等の根拠は知らない」との回答割合が高い。

【Q4】

工事現場等において、労働者の安全と健康を確保するため、元請・下請の立場や現場での作業内容等に応じて、必要な対策を行うことが「労働安全衛生法」等の法律で「安全衛生対策」として義務付けられていますが、実施しなければならない対策の内容や法律等について知っていますか。

発注する工事内容について、安全と健康を確保するために実施しなければならない対策の、

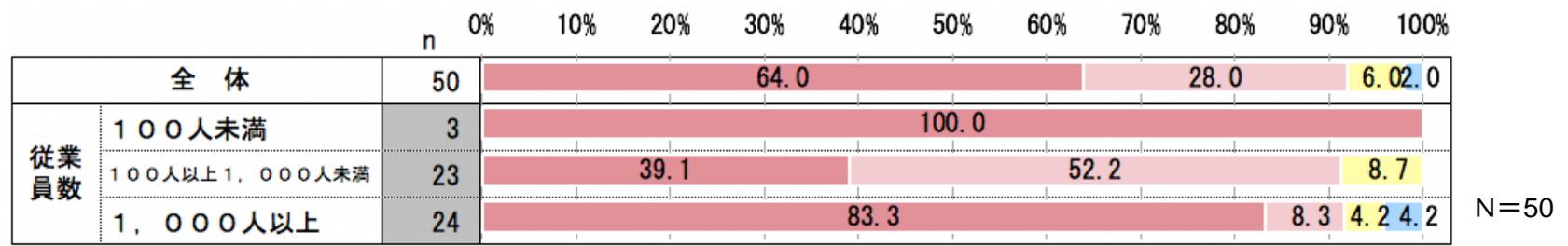
- 内容と、根拠になっている法律等がある程度知っている
- 内容はある程度知っているが、法律等の根拠は知らない
- 内容を知らない
- 設問の意味がわからない
- 無回答

地方公共団体



※nが30未満の時は参考値

民間企業



※nが30未満の時は参考値

# 安全衛生経費の概念や内容

地公体：安全衛生経費の概念や具体的な内容について、全体では「よく知っている」、「ある程度知っている」との回答で約9割。市、町、村では、「ほとんど知らない」、「まったく知らない」との回答も一定割合ある。

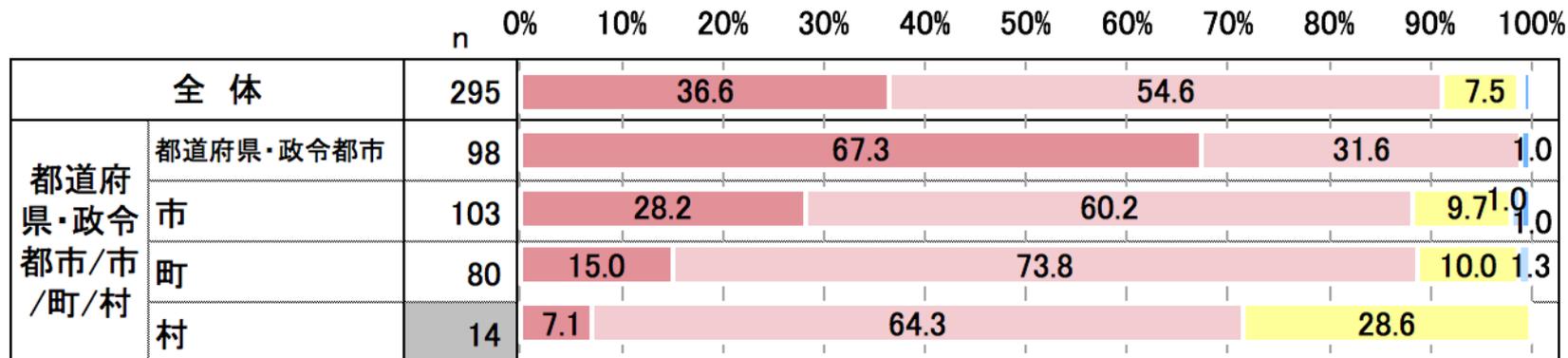
民間：全体では「よく知っている」、「ある程度知っている」との回答で9割弱。従業員数が100人以上1,000人未満の企業では、「ほとんど知らない」との回答が2割弱存在。

【Q5】

大工や鳶など建設工事に従事する方の労働災害防止に向けて、安全衛生経費※を、元請(または注文者)から関係請負人へ確実に渡すようにすることが求められています。安全衛生経費の概念や具体的な内容について知っていますか。

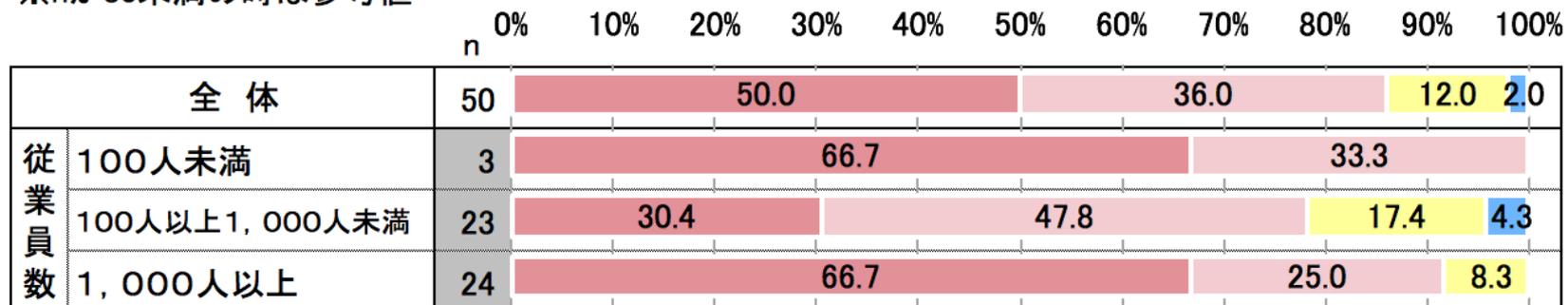
- よく知っている
- ある程度知っている
- ほとんど知らない
- まったく知らない
- 無回答

地方公共団体



※nが30未満の時は参考値

民間企業



※nが30未満の時は参考値

## 発注する建設工事における安全衛生に関する考え

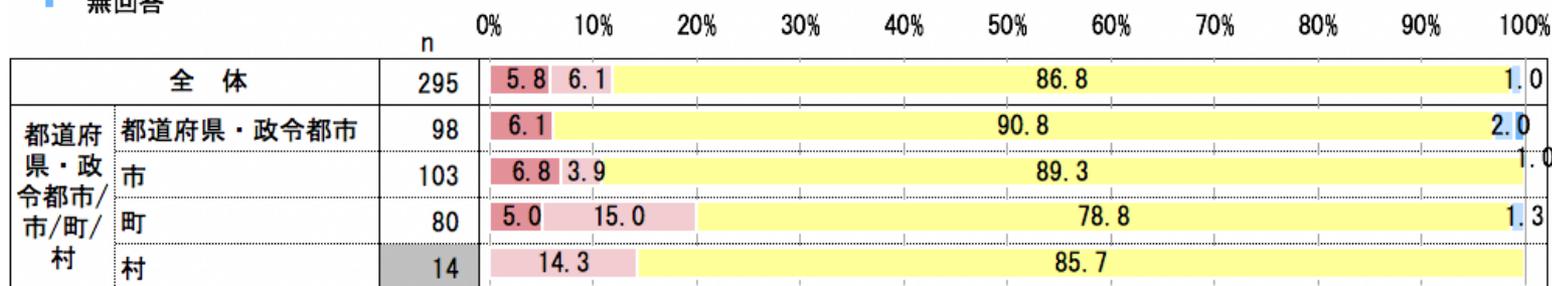
地公体：発注工事における安全衛生に関する考えについては、都道府県・政令市、市、町、村いずれにおいても、「発注者としても指導等が必要と考えている」との回答割合が高い。  
 民間：全体では「発注者としても指導等が必要と考えている」との回答割合が高い。

## 【Q6】

発注する建設工事の安全衛生に関して、どのように考えていますか。

- 建設工事の安全衛生の確保については重要であるが、施工者が責任を持つことであり、発注者として積極的に関わっていない
- 工事の発注者として、社会的な責任は認識しているが、安全衛生に関しては専門外であるので、施工者に委ねたいと思う
- 工事の発注者として社会的な責任が求められており、施工者がしっかりと安全衛生対策を実施するよう、
- その他 発注者としても指導等が必要と考えている
- 無回答

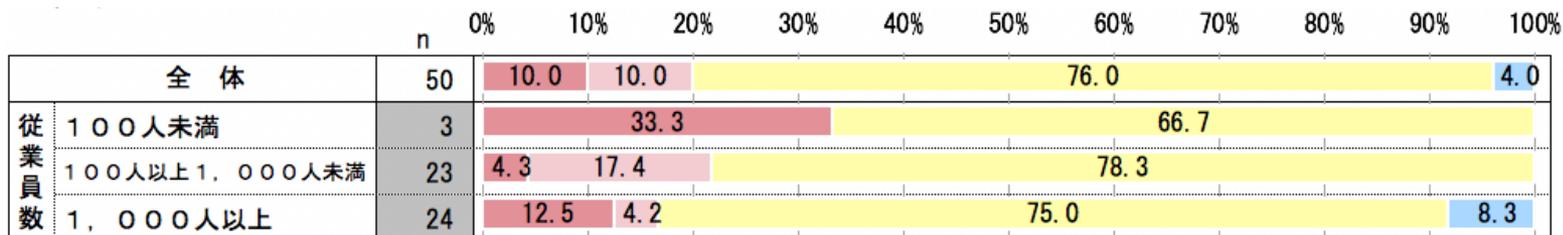
## 地方公共団体



N=295

※nが30未満の時は参考値

## 民間企業



N=50

※nが30未満の時は参考値

# 発注工事における労働災害の事業リスクの認識

地公体：発注工事における労働災害の事業リスクの認識については、都道府県・政令市、市、町、村い  
ずれにおいても、「大きなリスクとして認識している」との回答割合が高い。都道府県・政令市で  
はその割合が9割強。

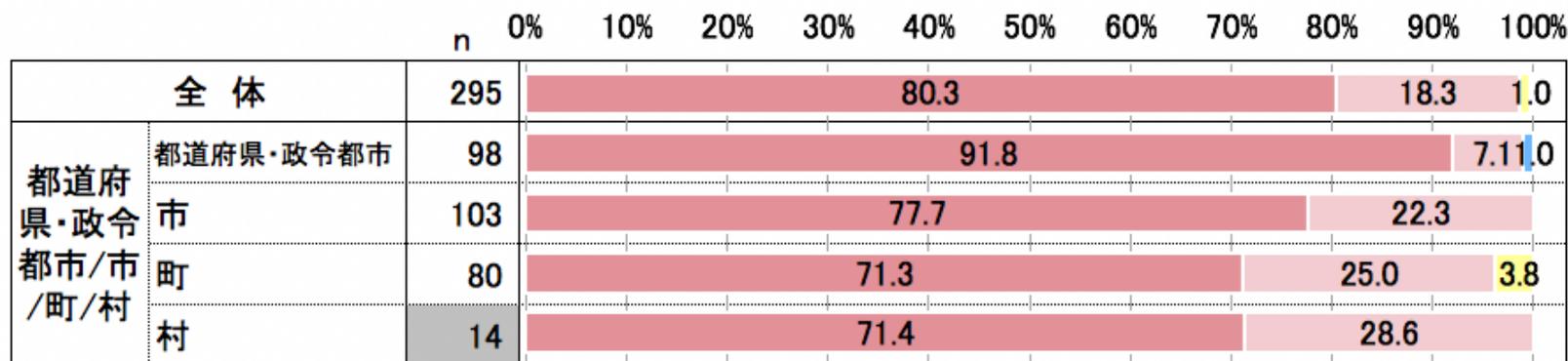
民間：全体では「大きなリスクとして認識している」との回答割合が9割と高い。

【Q7】

発注工事の労働災害・事故を自団体(自社)の事業リスクとしてどのように認識していますか。

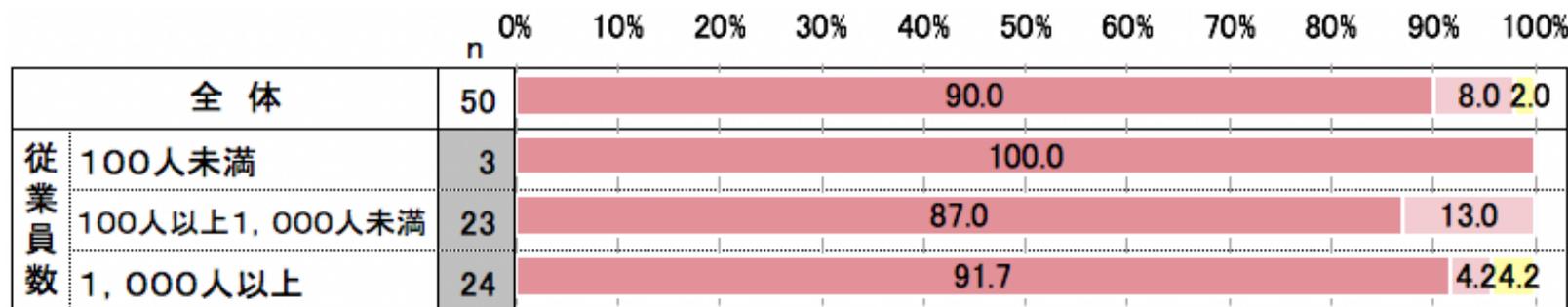
- 大きなリスクとして認識している
- リスクとしてある程度認識している
- リスクとして認識したことはあまりない
- その他
- 無回答

地方公共団体



※nが30未満の時は参考値

民間企業



※nが30未満の時は参考値

## (2)安全衛生に係る団体内(社内)ルール

# 発注工事の見積りを行う際の数量・工程の検討、予定価格の設定

**地公体:** 発注工事の見積りを行う際の数量・工程の検討、予定価格の設定については、全体では「自団体でも行うが、一部は設計・コンサルタント会社に外注している」との回答が約6割。都道府県・政令市、市では、「自団体で行っている」との回答が3割半ば。

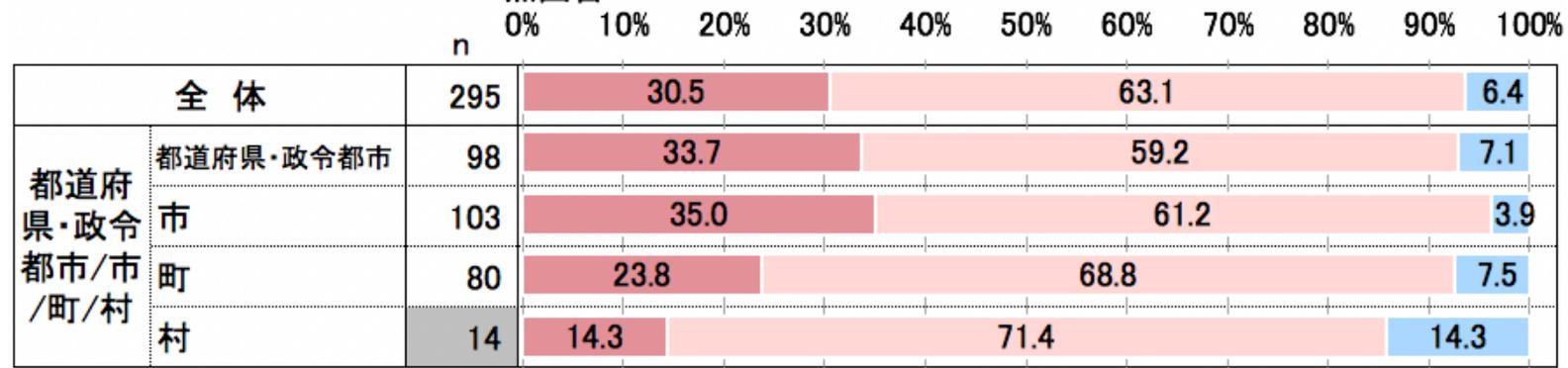
**民間:** 全体では「自社で行っている」との回答が5割、「自社でも行うが、一部は設計・コンサルタント会社に外注している」との回答が約4割。従業員数が1,000人以上の企業では、7割弱が「自社で行っている」と回答。

【Q8】

発注工事の見積りを行う際、数量や工程等の検討、またそれに基づく予定価格（請負代金の額）の設定を、主にごどのように行っていますか。

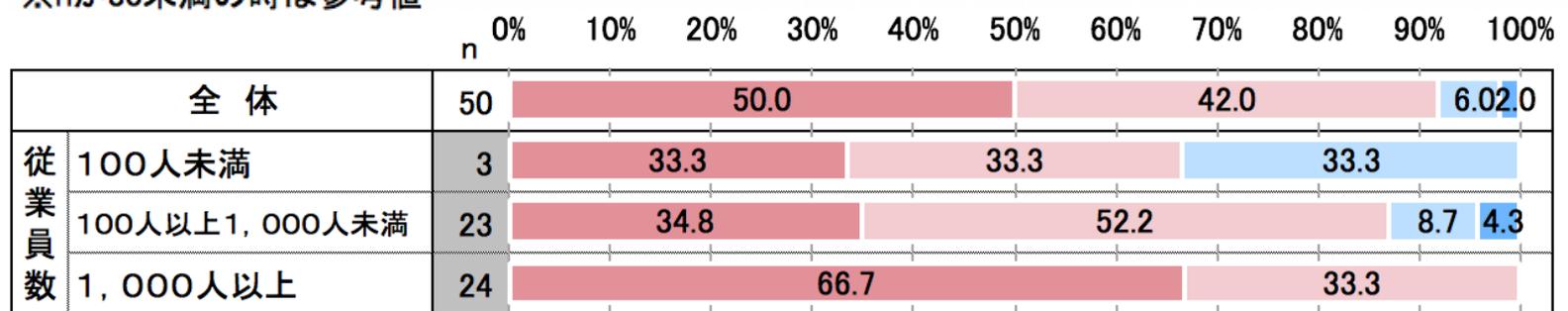
- 自団体(自社)で行っている
- 自団体(自社)でも行うが、一部は設計・コンサルタント会社に外注している
- 設計・コンサルタント会社に外注している
- 無回答

地方公共団体



※nが30未満の時は参考値

民間企業



※nが30未満の時は参考値

# 予定価格を算定するための、団体内(社内)ルールやマニュアル

**地公体:** 予定価格を算定するための、団体内ルールやマニュアルについては、全体では「ルール・マニュアルがある」との回答が約9割。都道府県・政令市では全ての団体が「ある」と回答した一方、町、村では「ない」との回答がそれぞれ約3割、約4割。

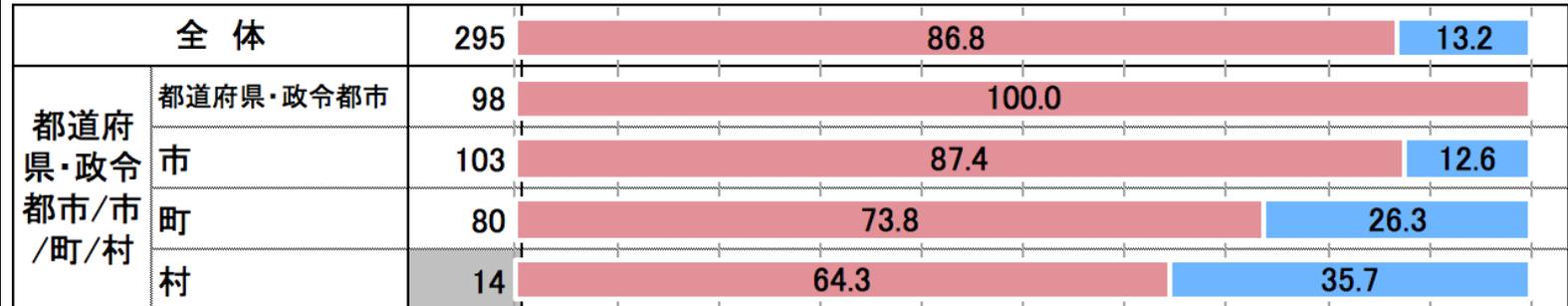
**民間:** 全体では「ルール・マニュアルがある」との回答が約7割。従業員数が1,000人以上の企業では、9割強が「ある」と回答した一方、100人以上1,000人未満の企業では、「ない」との回答が5割弱存在。

【Q9】

発注工事の予定価格を算定するための、団体内(社内)ルールやマニュアルがありますか。

地方公共団体

■ 団体内(社内)ルール・マニュアルがある ■ 団体内(社内)ルール・マニュアルはない  
n 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

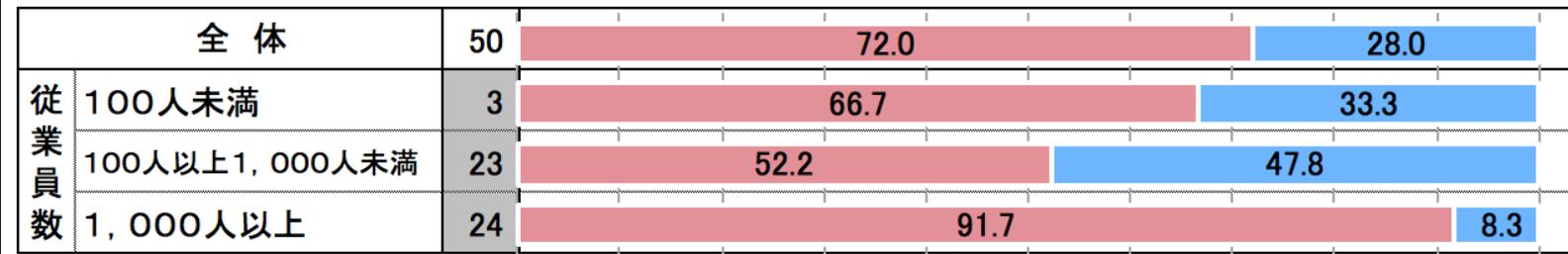


N=295

※nが30未満の時は参考値

民間企業

n 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



N=50

※nが30未満の時は参考値

# 発注工事の安全衛生対策に関する社内基準等

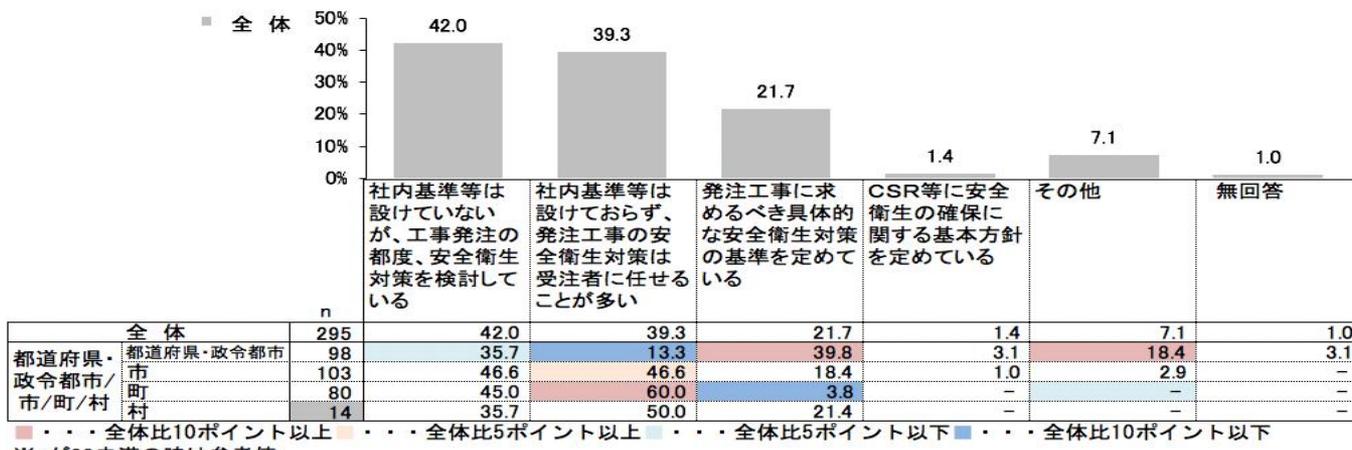
**地公体:** 発注工事の安全衛生対策に関する社内基準等については、都道府県・政令市では、「発注工事に求めるべき具体的な安全衛生対策の基準を定めている」との回答が最も多かった一方、市、町、村では「社内基準等は設けていないが、工事発注の都度、安全衛生対策を検討している」や「社内基準等は設けておらず、発注工事の安全衛生対策は受注者に任せることが多い」との回答が多い。

**民間:** 全体では「発注工事に求めるべき具体的な安全衛生対策の基準を定めている」との回答が最も多かった一方、「社内基準等は設けておらず、発注工事の安全衛生対策は受注者に任せることが多い」との回答も多い。

【Q10】

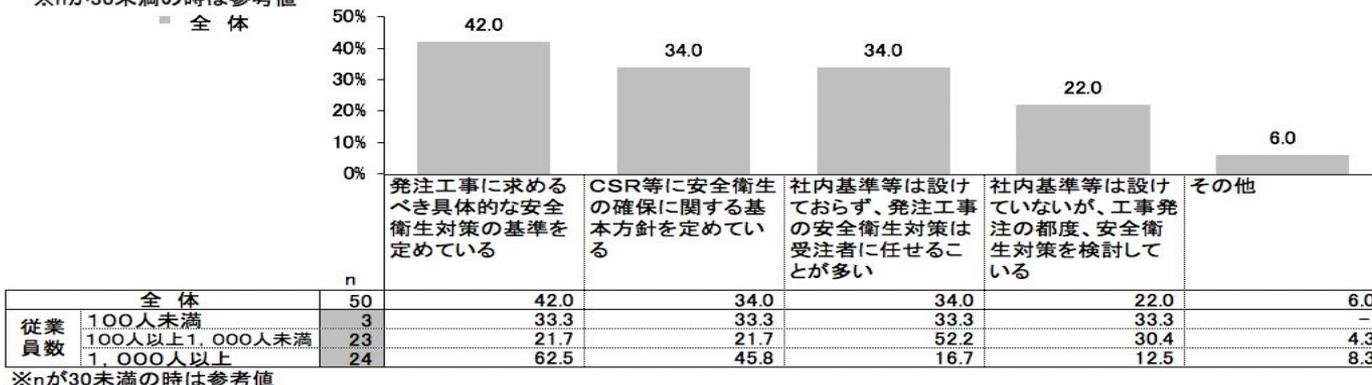
発注工事の安全衛生対策に関し、社内基準等を定めていますか。(複数回答可)

地方公共団体



N=295

民間企業



N=50

## 発注工事の予定価格に安全衛生経費を含めているか

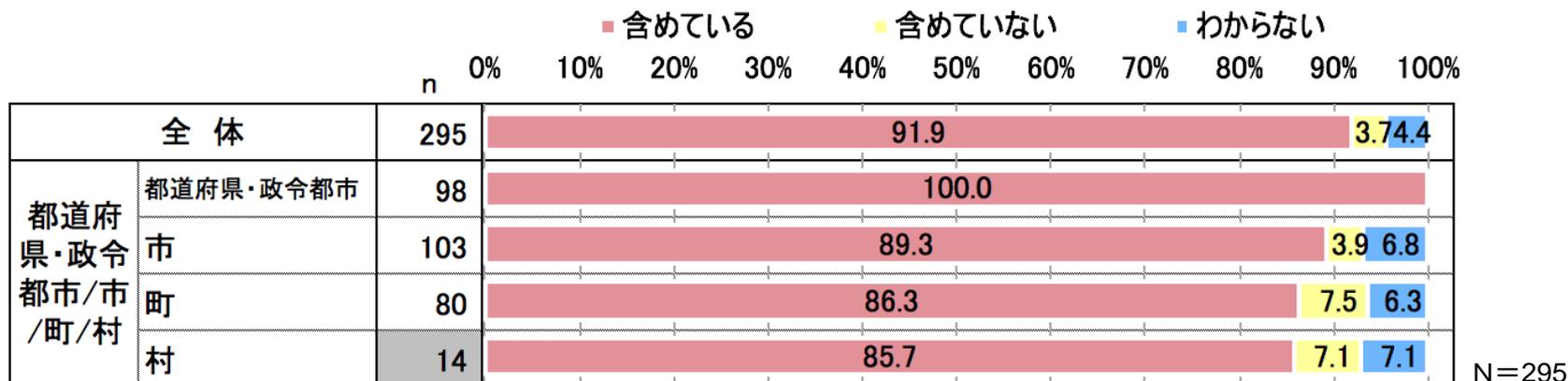
地公体：発注工事の予定価格(請負金額)に安全衛生経費を含めているかどうかについては、都道府県・政令市は全ての団体が「含めている」と回答した一方、市、町、村では「含めていない」、「わからない」との回答が一定割合あり。

民間：全体では「含めている」との回答が約9割。100人以上1,000人未満の企業では、「含めていない」、「わからない」との回答が2割程度存在。

## 【Q11】

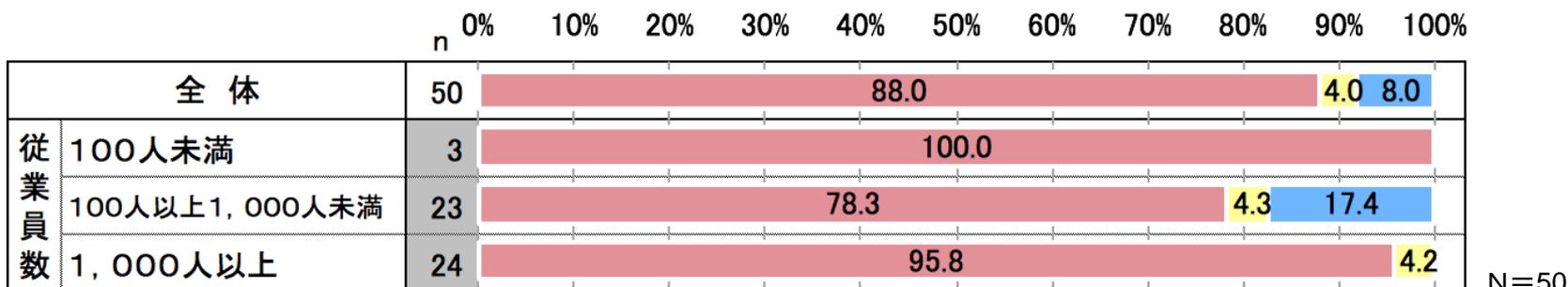
発注工事の予定価格(請負代金の額)に安全衛生経費を含めていますか。

## 地方公共団体



※nが30未満の時は参考値

## 民間企業



※nが30未満の時は参考値

## 発注工事の予定価格を設定する際の安全衛生経費の積み上げ方法

地公体：発注工事の予定価格(請負代金の額)を設定する際の安全衛生経費の積み上げ方法については、全体では「工事費に対する率で積み上げている」との回答が約6割。「その他」の回答の中には、「個別に積み上げと率による積み上げを併用している」との回答も一定数あり。

民間：全体では「工事費に対する率で積み上げている」との回答が3割強。「その他」の回答の中には、「個別に積み上げと率による積み上げを併用している」との回答も一定数あり。

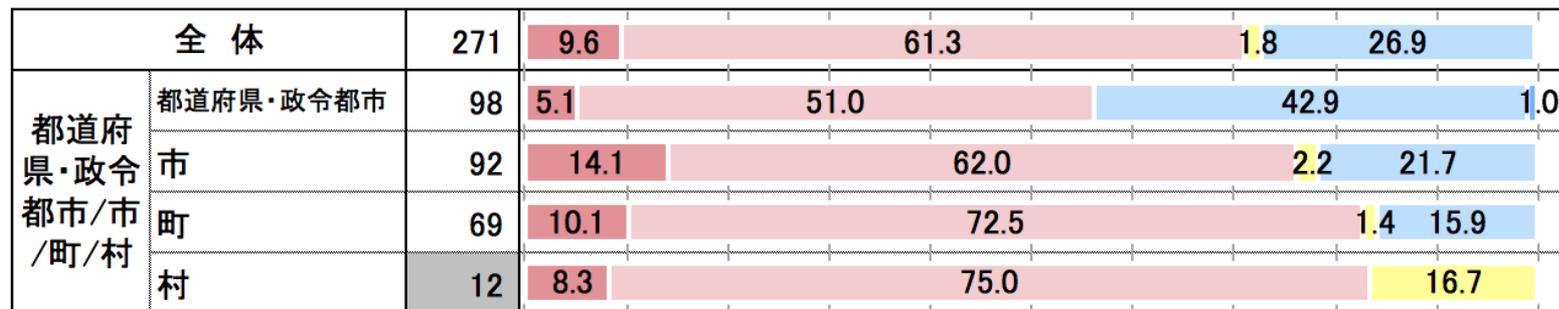
【Q12】

発注工事の予定価格(請負代金の額)を設定する際、安全衛生経費はどのように積み上げていますか。

- 個別に積み上げている
- 工事費に対する率で積み上げている
- 設計・コンサルタント会社に任せている
- その他
- 無回答

n 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

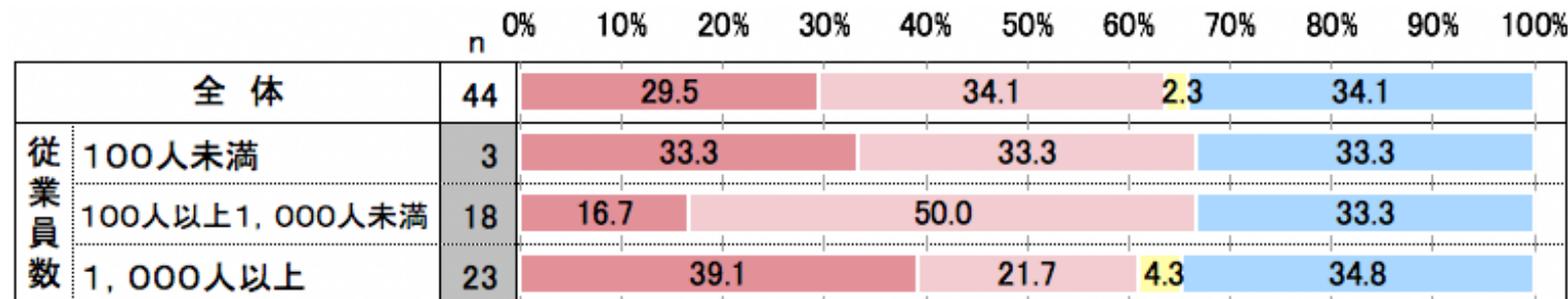
地方公共団体



N=271

※nが30未満の時は参考値

民間企業



N=44

※nが30未満の時は参考値

# 「個別に積み上げている」場合、十分な金額を経費として積み上げているか

地公体：個別に積み上げている安全衛生経費に関しては、市、町では「十分な安全衛生経費を積み上げているかどうかわからない」との回答が一定数あり。  
 民間：従業員数が1,000人以上の企業では、すべての企業が「十分な安全衛生経費を積み上げていると思う」と回答。

【Q13】

Q12で「1.個別に積み上げている」と回答した方にうかがいます。  
 個別に積み上げているか。安全衛生経費については、発注工事で必要となる安全衛生対策を実施するうえで十分な金額を経費として積み上げていると思いますか。

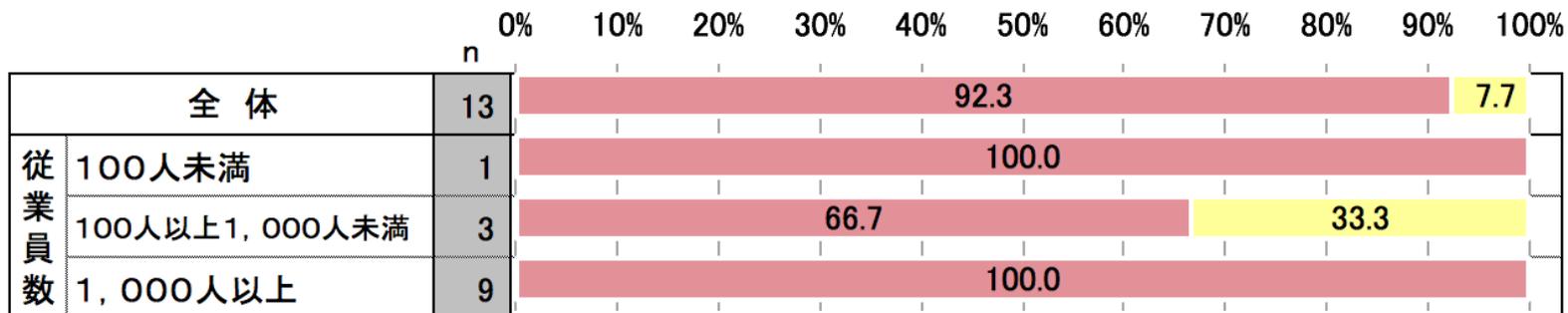
地方公共団体

- 十分な安全衛生経費を積み上げていると思う
- 十分な安全衛生経費を積み上げているかどうかわからない
- 設問の意味がわからない



※nが30未満の時は参考値

民間企業



※nが30未満の時は参考値

## **(3)見積条件提示の際の安全衛生経費の明示**

# 見積条件を提示する際、安全衛生対策の具体的な内容の明示

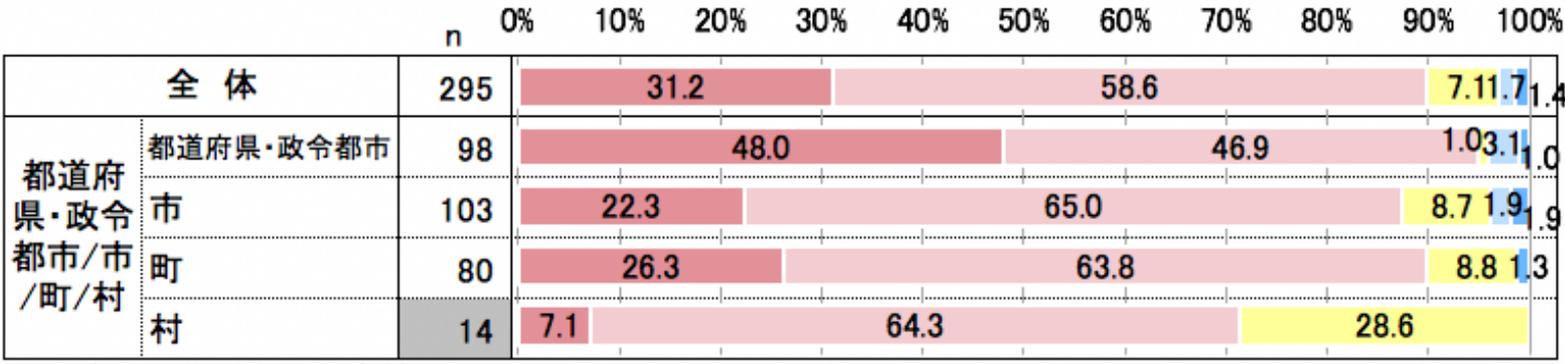
地公体：受注者に見積条件を提示する際、工事現場で実施する「安全衛生対策」の具体的な内容を明示しているかどうかについては、全体では「具体的な内容を明示していない」との回答が多かったものの、「具体的な内容」の解釈については、各団体でバラツキがあると推測される(次頁参照)。

民間：全体では「具体的な内容を明示していない」との回答が多かった。

【Q14】  
受注者に見積条件を提示する際、工事現場で実施する「安全衛生対策」の具体的な内容を明示していますか。

- 具体的な内容を明示している
- 具体的な内容を明示していない
- 具体的な内容を明示しているかわからない
- 設問の意味がわからない
- 無回答

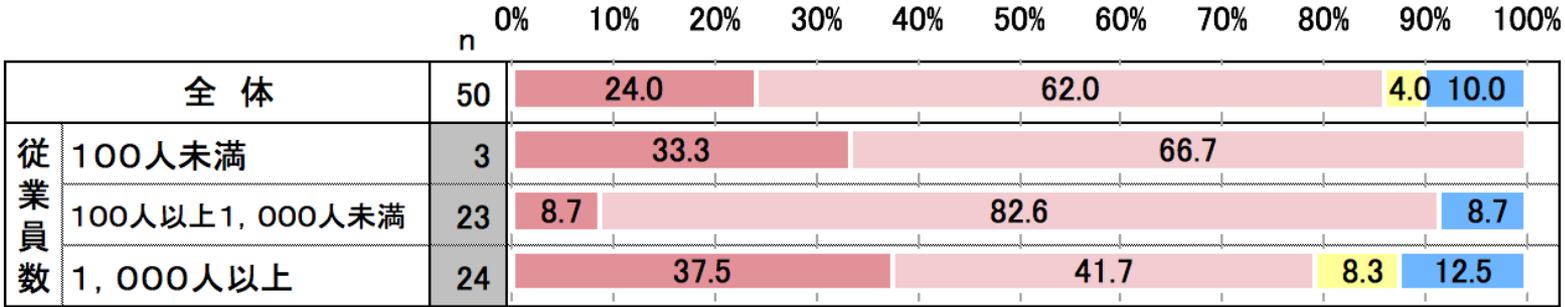
地方公共団体



N=295

※nが30未満の時は参考値

民間企業



N=50

※nが30未満の時は参考値

# 安全衛生対策を具体的に明示している場合、どのように明示しているか

**地公体:** 前問の回答が「1. 具体的な内容を明示している」の場合、「安全衛生対策」を見積条件としてどのように提示しているかどうかについては、全体では「設計図書、仕様書等の紙面に記載している」との回答が約9割。市、町では「見積依頼時の打合せなどで言葉で伝えている」との回答もあり。

**民間:** 全体では「設計図書、仕様書等の紙面に記載している」、「見積りの参考となるマニュアル等を提示している」を挙げる回答が多い傾向。

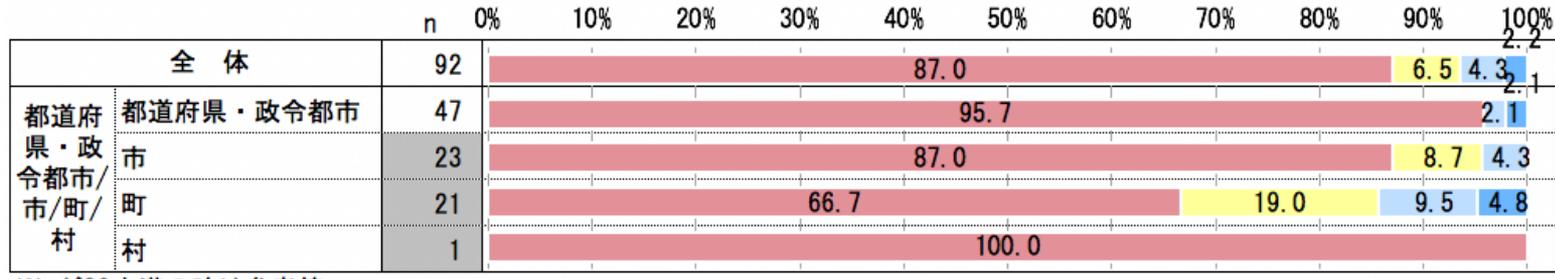
【Q15】 前問の回答が「1. 具体的な内容を明示している」の場合、「安全衛生対策」を見積条件としてどのように提示していますか。

**<紙面での記載例>**  
 記載例の中には、以下のように、発注時に一般的に示す条件を「明示している具体的な内容」と回答しているものもあり、「具体的な内容」の解釈については、回答者によりバラツキがあると推測される。

- ・交通誘導警備員の配置が必要な工事において積算上計上している日当たり人数を特記仕様書に明記
- ・仮設を必要とする工事において仮設計画図を積算上の参考図として添付

- 設計図書、仕様書等の紙面に記載している
- 見積依頼時に安全衛生対策の見積りの参考となるマニュアル等を提示している
- 見積依頼時の打合せなどで言葉で伝えている
- その他
- 無回答

地方公共団体



※nが30未満の時は参考値

N=92

民間企業



※nが30未満の時は参考値

N=12

# 工事費の内訳として安全衛生経費の明示がある場合のメリット

**地公体:** 施工者から工事費の見積書を受け取る際、工事費の内訳として安全衛生経費を明示する場合のメリットについては、全体として「施工者の安全意識の向上」、「必要な安全衛生対策を実施する一助となる」、「安全衛生対策に関する経費面でのトラブルの防止」を挙げる回答が多い。

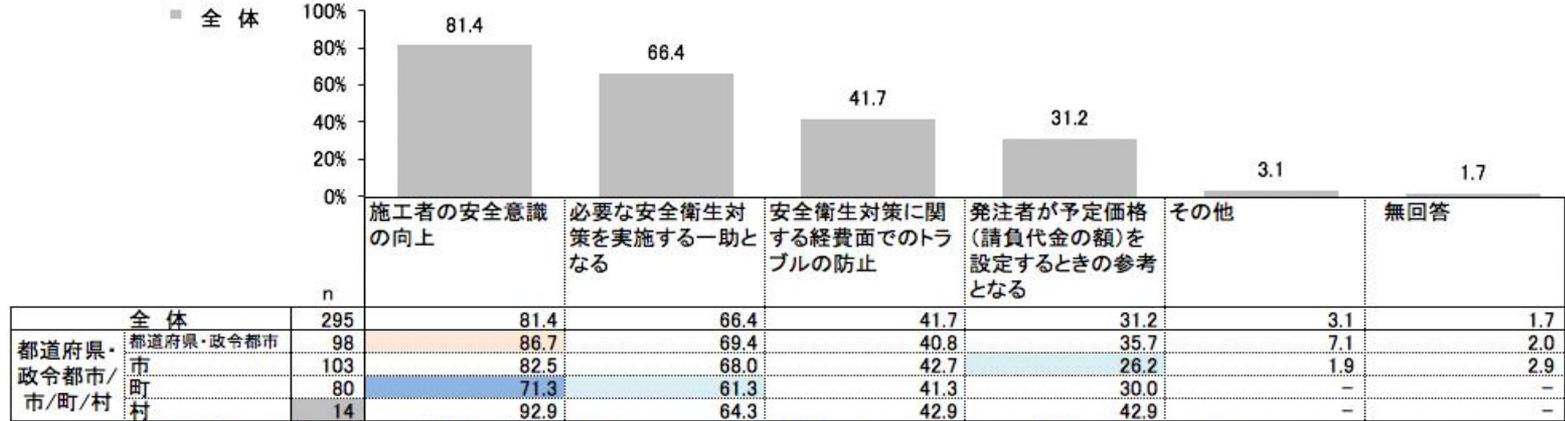
**民間:** 全体として「施工者の安全意識の向上」、「必要な安全衛生対策を実施する一助となる」、「安全衛生対策に関する経費面でのトラブルの防止」を挙げる回答が多い。

【Q16】

施工者から工事費の見積書を受け取る際、工事費の内訳として安全衛生経費の明示があるとすれば、そのメリットは何ですか。(複数選択可)

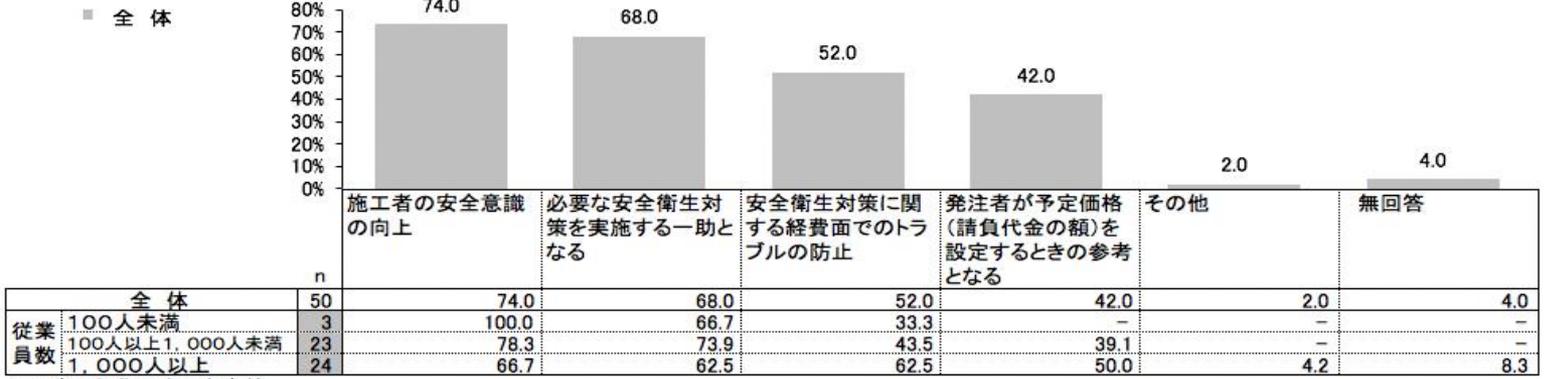
地方公共団体

民間企業



N=295

■・・・全体比10ポイント以上 ■・・・全体比5ポイント以上 ■・・・全体比5ポイント以下 ■・・・全体比10ポイント以下  
 ※nが30未満の時は参考値



N=50

※nが30未満の時は参考値

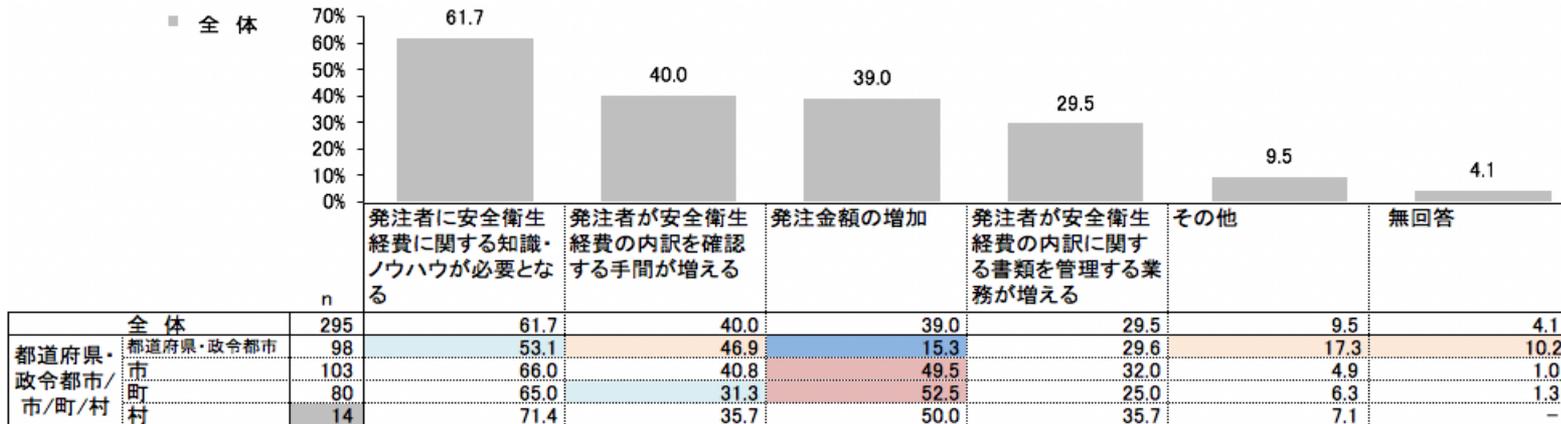
# 工事費の内訳として安全衛生経費の明示がある場合、気にかかること

**地公体:** 施工者から工事費の見積書を受け取る際、工事費の内訳として安全衛生経費を明示する場合の気にかかることについては、「発注者に安全衛生経費に関する知識・ノウハウが必要となる」、「発注者が安全衛生経費の内訳を確認する手間が増える」、「発注金額の増加」を挙げる回答が多い。  
**民間:** 全体として「発注金額の増加」、「発注者に安全衛生経費に関する知識・ノウハウが必要となる」を挙げる回答が多い。

【Q17】

施工者から工事費の見積書を受け取る際、工事費の内訳として安全衛生経費の明示があるとすれば、気にかかることは何ですか。(複数選択可)

地方公共団体

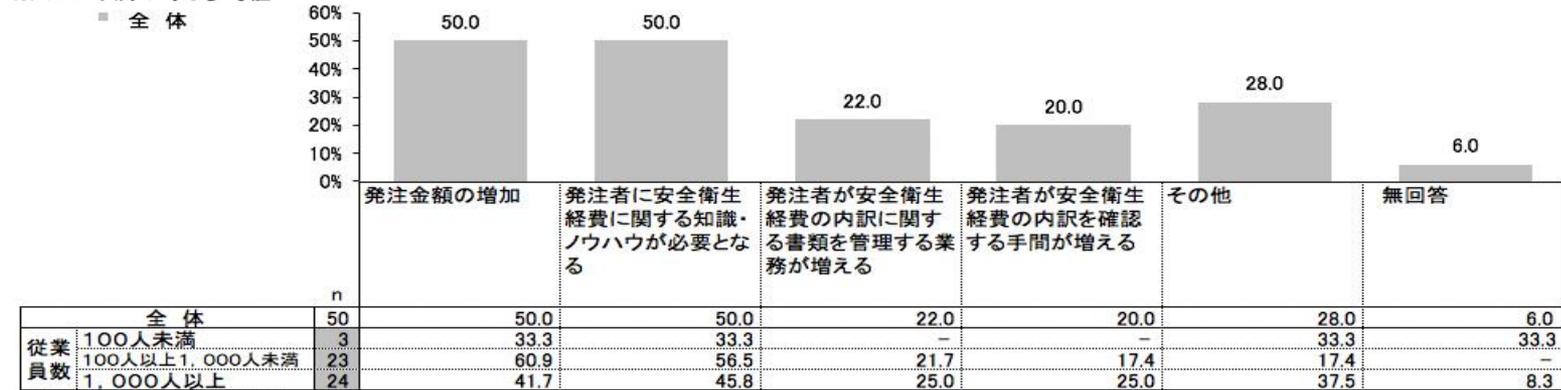


N=295

■・・・全体比10ポイント以上 ■・・・全体比5ポイント以上 ■・・・全体比5ポイント以下 ■・・・全体比10ポイント以下

※nが30未満の時は参考値

民間企業



N=50

※nが30未満の時は参考値

## **(4)下請負人までの安全衛生経費の確実な 支払いの実現に向けた施策**

# 発注者が安全衛生経費を適切に積算するために必要と考えられる施策

○自由回答では、「積算基準・ガイドライン・マニュアルの整備等」、「発注者の知識・ノウハウの向上や理解促進（研修、講習会、勉強会等）」、「安全衛生経費の内訳明示などのルール化・義務化等」などの意見があった。

## 【Q18】

下請負人までの安全衛生経費の確実な支払いの実現に向け、発注者が安全衛生経費を適切に積算するためには、国や地方公共団体等の施策としてどのような施策が必要と考えられますか。（自由記入）

※意見については主なものを記載　　〈凡例〉　■地方公共団体　□民間企業

### ①積算基準・ガイドライン・マニュアルの整備等

- **積算マニュアル及び解説の作成が必要**と考えます。
- 民間工事における国の積算基準（公共建築工事共通費積算基準等）の適用もしくは民間工事向けの積算基準の作成・普及。
- それぞれの安全衛生対策が必要となる事例とその積算方法の明示。
- 弊社は**低層住宅系がメインの為、公共工事等とは別に、施策・指針を出して欲しい。**
- 安全衛生経費の目安（比率など）を示せば、適性がどうかの判断がしやすい。

### ②発注者の知識・ノウハウの向上や理解促進（研修、講習会、勉強会等）

- 安全衛生経費の適切な積算に関する、**定期的な研修・説明会等の実施。**
- 安全衛生経費の重要性に関する啓発活動。
- **「標準積算基準書等を用いた積算」に関する周知および勉強会**を実施する。

### ③安全衛生経費の内訳明示などのルール化・義務化等

- **工事内訳書の中に、安全衛生経費を明示したほうが良い**と考える。
- 安全衛生経費確保をするよう共通仕様書に記載する。
- 率計上以外の積上経費について、特記仕様書等での明確化が必要。
- **安全衛生経費の明確な内訳（根拠）記載の義務化。**
- 下請けへの支払いを確実に実施する旨の誓約書等、発注者へ提出の義務化等。

### ④その他

- **完成検査時に下請人への安全衛生経費の支払い額の確認。** 施工条件を把握するためのチェックシート作成。
- 発注者に安全衛生経費の積算を求める事自体に無理があり受注者が対応すべき内容と考えている。

# 安全衛生経費が下請まで確実に支払われるため、有効と考えられる施策

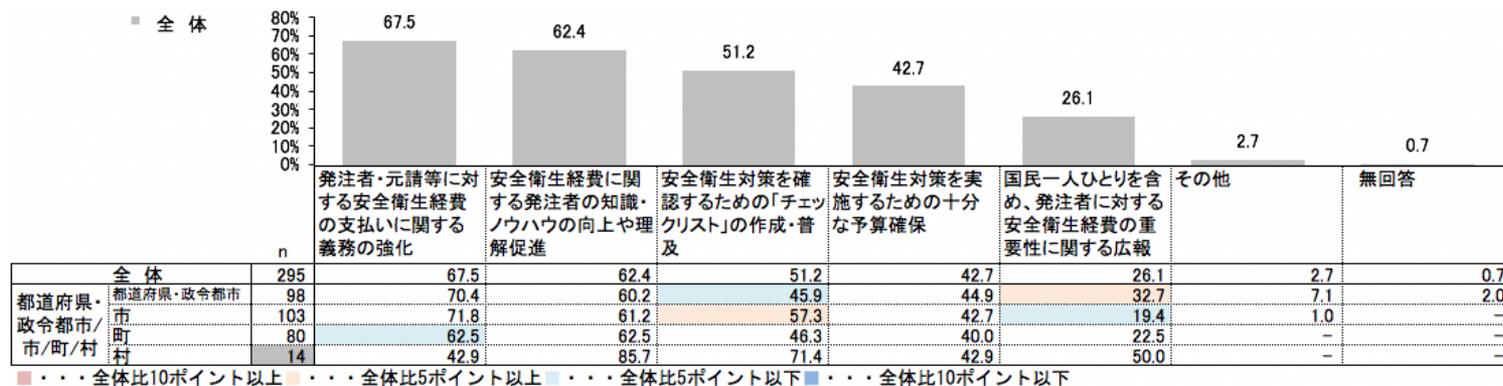
**地公体:** 安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策として、有効と考えられる施策については、「発注者・元請等に対する安全衛生経費の支払いに関する義務の強化」、「安全衛生経費に関する発注者の知識・ノウハウの向上や理解促進」、「安全衛生対策を確認するための「チェックリスト」の作成・普及」を挙げる回答が多い。

**民間:** 「安全衛生経費に関する発注者の知識・ノウハウの向上や理解促進」、「発注者・元請等に対する安全衛生経費の支払いに関する義務の強化」、「国民一人ひとりを含め、発注者に対する安全衛生経費の重要性に関する広報」を挙げる回答が多い。

## 【Q19】

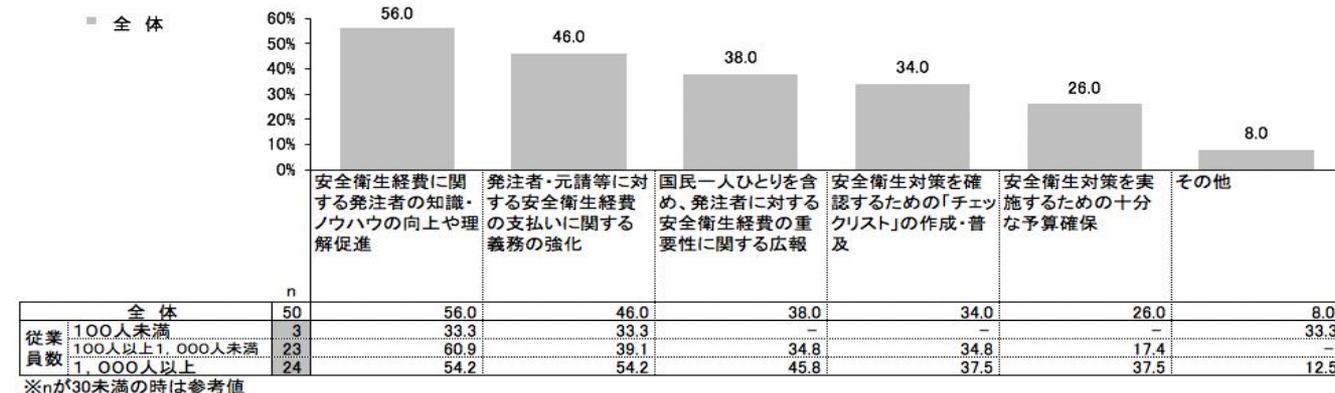
安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策として、有効と考えられる施策は何ですか。(複数選択可)

### 地方公共団体



N=295

### 民間企業



N=50

## 発注者の知識・ノウハウの向上等のために必要と考えられる施策

○自由回答では、「ガイドブック・パンフレット・チラシ・事例集等の作成」、「セミナー、研修会、勉強会等の開催」、「国・県等の積算基準書の内容に関する情報周知、広報活動」などの意見があった。

【Q20】安全衛生経費に関する発注者の知識・ノウハウの向上や理解促進のためには、国や地方公共団体等の施策としてどのような施策が必要と考えられますか。(自由記入)

※意見については主なものを記載 <凡例> ■地方公共団体 □民間企業

## ①ガイドブック・パンフレット・チラシ・事例集等の作成

- 「安全衛生経費確保のためのガイドブック」等の解説資料の更なる周知・活用。 ■HPでの周知。
- 必要な安全衛生経費を計上しておらず結果として**事故が起きてしまった事例等により、その必要性についての広報。**
- **工種ごとに必要な設備をわかりやすく(イラストetc)明示する。またそれをチェックリスト化する。**
- 安全衛生経費に関する具体的な基準書やマニュアルを全国統一で制定し、それについて研修を行う必要があると考えられる。
- ガイドブックの作成と配布、研修会等の開催による指導。
- 安全衛生経費の具体的な計上方法・項目の事例集作成。

## ②セミナー、研修会、勉強会等の開催

- **知識向上のための講習会・研修会**の実施。 ■自治体対象の研修会や説明会等の開催。
- ポスター掲示、通知等で市民向け、自治体向けの広報活動を行う、**講習会を各県単位で開催**する。
- **他発注機関との意見交換会**の実施。
- 安全管理に関する研修等への参加や施工現場のパトロール、工事業者へのヒアリング等により、必要な安全対策に関する知識を深めること。
- 地道な広報活動、研修等の実施。
- **安全衛生経費が支払われない等のトラブル事例を紹介**することで認識を高める。

## ③国・県等の積算基準書の内容に関する情報周知、広報活動

- 国の土木工事標準積算基準書における**率計上部分の内容に関する具体事例紹介**等。
- 公共建築工事積算基準等の周知徹底。
- 一般的なコスト感(工事費に対する率等)の調査・開示。

## ④その他

- **小規模な自治体の場合、専門知識を持った職員を継続して確保することが難しいため、広域的にフォローできる手法**が必要と考える。
- **担当する人員確保**及び定期的な研修会・講習会等の開催。
- 元請から下請負人までの支払いの流れの実態把握及び情報共有。
- 安全衛生経費はとても重要なことと認識はしているが、自治体は既存施設の点検など多忙な業務をこなしている中、本来受注者と下請けの契約まで関与することは、最小限に留めたい。
- **公共工事等と低層住宅を区別して義務化。**
- 施工現場に関する専門性の高い知識・経験に基づく内容の為、発注者に理解を求める事は難しい。

# 【参考】発注者向けアンケートの依頼先

## アンケート対象の200市町村

### ＜地方公共団体:267団体＞

- ・ 47 都道府県
- ・ 20 政令市
- ・ 200 市町村※(右表)

※地域性と建設事業費の規模等の観点からバランスをとって抽出。

### ＜民間企業:約200社＞

- ・ 鉄道関係 : 4 社
- ・ 電力・通信関係 : 15 社
- ・ 不動産関係 : 157 社
- ・ 住宅関係 : 20 社

県名	市町村名	県名	市町村名	県名	市町村名	県名	市町村名
北海道	旭川市	栃木県	宇都宮市	岐阜県	岐阜市	徳島県	阿南市
北海道	網走市	栃木県	那須烏山市	岐阜県	山県市	徳島県	那賀町
北海道	富良野市	栃木県	野木町	岐阜県	大野町	徳島県	藍住町
北海道	歌志内市	群馬県	桐生市	岐阜県	関ヶ原町	香川県	坂出市
北海道	遠軽町	群馬県	長野原町	静岡県	富士市	香川県	小豆島町
北海道	幕別町	群馬県	千代田町	静岡県	下田市	愛媛県	八幡浜市
北海道	豊浦町	群馬県	南牧村	静岡県	森町	愛媛県	松前町
北海道	共和町	埼玉県	川口市	愛知県	豊田市	高知県	南国市
北海道	美幌町	埼玉県	三郷市	愛知県	尾張旭市	高知県	本山町
北海道	比布町	埼玉県	幸手市	愛知県	清須市	高知県	田野町
北海道	苫前町	埼玉県	八潮市	愛知県	高浜市	高知県	北川村
北海道	由仁町	埼玉県	志木市	愛知県	東郷町	福岡県	久留米市
北海道	遠別町	埼玉県	三芳町	愛知県	東栄町	福岡県	筑紫野市
北海道	新得町	埼玉県	越生町	三重県	津市	福岡県	豊前市
北海道	清里町	埼玉県	滑川町	三重県	尾鷲市	福岡県	みやこ町
北海道	剣淵町	千葉県	船橋市	三重県	菟野町	福岡県	筑前町
北海道	様似町	千葉県	木更津市	三重県	木曾岬町	福岡県	鞍手町
北海道	雨竜町	千葉県	印西市	滋賀県	大津市	佐賀県	鳥栖市
北海道	長万部町	千葉県	いすみ市	滋賀県	野洲市	佐賀県	吉野ヶ里町
北海道	鶴居村	千葉県	多古町	滋賀県	日野町	長崎県	長崎市
北海道	島牧村	千葉県	御宿町	京都府	亀岡市	長崎県	島原市
青森県	つがる市	東京都	国分寺市	京都府	宮津市	長崎県	佐々町
青森県	東北町	東京都	武蔵村山市	京都府	大山崎町	熊本県	八代市
青森県	六戸町	東京都	東大和市	大阪府	箕面市	熊本県	上天草市
青森県	板柳町	東京都	八丈町	大阪府	八尾市	熊本県	錦町
青森県	新郷村	東京都	新島村	大阪府	摂津市	熊本県	和水町
岩手県	陸前高田市	神奈川県	藤沢市	大阪府	藤井寺市	熊本県	南小国町
岩手県	遠野市	神奈川県	三浦市	大阪府	太子町	熊本県	水上村
岩手県	大槌町	神奈川県	湯河原町	兵庫県	姫路市	大分県	大分市
岩手県	住田町	神奈川県	真鶴町	兵庫県	丹波市	大分県	津久見市
岩手県	野田村	新潟県	長岡市	兵庫県	篠山市	宮崎県	日向市
宮城県	岩沼市	新潟県	加茂市	兵庫県	上郡町	宮崎県	三股町
宮城県	女川町	新潟県	阿賀町	奈良県	生駒市	宮崎県	木城町
宮城県	七ヶ宿町	新潟県	関川村	奈良県	田原本町	鹿児島県	鹿児島市
秋田県	秋田市	富山県	黒部市	奈良県	高取町	鹿児島県	西之表市
秋田県	潟上市	石川県	加賀市	奈良県	十津川村	鹿児島県	長島町
秋田県	井川町	石川県	中能登町	奈良県	上北山村	鹿児島県	屋久島町
山形県	山形市	福井県	鯖江市	和歌山県	岩出市	鹿児島県	三島村
山形県	新庄市	福井県	おおい町	和歌山県	かつらぎ町	沖縄県	宮古島市
山形県	真室川町	山梨県	甲府市	和歌山県	太地町	沖縄県	久米島町
山形県	中山町	山梨県	大月市	鳥取県	琴浦町	沖縄県	恩納村
福島県	須賀川市	山梨県	西桂町	鳥取県	江府町	沖縄県	多良間村
福島県	富岡町	山梨県	小菅村	鳥根県	雲南市		
福島県	南会津町	長野県	長野市	鳥根県	美郷町		
福島県	塙町	長野県	中野市	岡山県	倉敷市		
福島県	矢祭町	長野県	軽井沢町	岡山県	備前市		
福島県	葛尾村	長野県	箕輪町	岡山県	奈義町		
福島県	檜枝岐村	長野県	立科町	広島県	福山市		
茨城県	水戸市	長野県	南牧村	広島県	竹原市		
茨城県	取手市	長野県	野沢温泉村	広島県	神石高原町		
茨城県	牛久市	長野県	売木村	山口県	下関市		
茨城県	高萩市	長野県	平谷村	山口県	光市		
茨城県	大子町			山口県	阿武町		